

平成 25 年度税制改正（租税特別措置）要望事項（新設・**拡充**・**延長**）

（国土交通省）

制 度 名	特定地域における工業用機械等の特別償却（振興山村として指定された地区）			
税 目	所得税・法人税（措法第 1 2 条、第 4 5 条、第 6 8 条の 2 7）			
要 望 の 内 容	<p>振興山村における製造業及び旅館業の事業に使用する機械や建物等（取得価額 2,000 万円超）を取得、建設等した場合に、その事業の初年度において、通常の償却に加えて行うことができる特別償却（機械及び装置 10/100（旅館業を除く）、建物及びその附属設備 6/100）について、対象業種に農林水産物等販売業を追加した上で、適用期間を 2 年延長する。</p> <table border="1" data-bbox="874 990 1492 1120"> <tr> <td data-bbox="874 990 1219 1120">平年度の減収見込額 （制度自体の減収額）</td> <td data-bbox="1219 990 1492 1120">▲ 4 百万円 （▲600 百万円の内数）</td> </tr> </table>		平年度の減収見込額 （制度自体の減収額）	▲ 4 百万円 （▲600 百万円の内数）
平年度の減収見込額 （制度自体の減収額）	▲ 4 百万円 （▲600 百万円の内数）			

(1) 政策目的

振興山村は、我が国の国土面積の約5割、森林面積の約6割を占めるなど、豊かな自然環境に恵まれ、国土の保全、水源のかん養、自然環境の保全等に重要な役割を担っている。

しかしながら、依然として産業基盤や生活環境の整備は低位にあり、また、人口の減少や高齢化の進行等により、集落機能が低下し、コミュニティが失われつつある。

このような状況を踏まえ、民間事業者の振興山村への進出や設備投資を促し、地域における雇用の増大等を図ることにより、振興山村におけるコミュニティの維持・再生に資する。

(2) 施策の必要性

政府は、「新成長戦略」において、地域活性化の戦略として、農山漁村の6次産業化等による農林水産分野の成長産業化を明示し、また、「『食』に関する将来ビジョン」においても、集落型ビジネスの創出等の取組により、地域の活性化を図ることや、今後取り組むべき施策の方向として、地域資源を活用した「6次産業化に取り組む農林漁業者等に対して事業化に向けた新商品の開発・販路開拓、必要な施設整備等を支援」すること等を打ち出している。

一方、今般、都道府県、市町村及び関係事業者に対し、本特例についてアンケート調査をしたところ、振興山村の基幹産業である農林水産業の振興と6次産業化の推進に資する観点から、特に本特例の対象業種について、地域で生産される農林水産物を活用した農林水産物等販売業の追加の要望が顕著であった（対象業種の見直しが必要と回答した都道府県の8割余り、市町村の約8割が農林水産物等販売業の追加を要望）。

このように、地域活性化に向けた施策の方向性と本特例の対象業種の拡充の要望を踏まえ、振興山村の地域資源を活用した産業の創出とその振興により、振興山村の活性化に資するため、対象業種に農林水産物等販売業を追加する必要がある。

また、本特例の適用期間が延長されることにより、引き続き民間事業者の振興山村への進出や設備投資を促すインセンティブが与えられ、また、振興山村の特性を生かした新たな産業の振興により、地域における一層の雇用創出と所得が確保されることを通じ、地域における定住化、集落機能の維持等が図られ、コミュニティの維持・再生に資するものである。

仮に本特例の適用期間が延長されない場合、民間事業者の振興山村への進出意欲は失われ、それに伴う雇用機会の喪失・人口減少等に拍車をかけることにつながるおそれがある。

以上のようなことから、本特例は必要不可欠のものであり、本特例の対象業種の拡充とともに、適用期間を延長する必要がある。

新
設
・
拡
充
又
は
延
長
を
必
要
と
す
る
理
由

<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">今回の要望に関連する事項</p>	<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">合理性</p>	<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">政策体系における政策目的の位置付け</p>	<p>政策目標 7 都市再生・地域再生の推進 施策目標 25 都市再生・地域再生を推進する</p> <p>に包含</p> <p>○食料・農業・農村基本計画（平成 22 年 3 月 30 日閣議決定） 3. 農村の振興に関する施策 （4）集落機能の維持と地域資源・環境の保全 ①農村コミュニティの維持・再生 「農村では、人口減少や高齢化の進行等により、集落機能が低下し、農村コミュニティが失われつつある。特に、過疎化が著しい中山間地域等では、地域資源の保全管理上の問題が深刻化している。（中略）このような状況にかんがみ、（中略）農村コミュニティの維持・再生を図るため（中略）の取組を拡大することが求められている」</p> <p>○山村振興法（昭和 40 年 5 月 11 日法律第 64 号）第 3 条第 3 号 「（前略）観光の開発、農林産物の加工業等の導入（中略）を図ることにより、産業を振興し、併せて安定的な雇用を増大する」</p> <p>○同法第 4 条 「国は、前条の目的を達成するため、（中略）資金の融通の適正円滑化その他財政金融上の措置を講ずるよう配慮する」</p> <p>○新成長戦略（平成 22 年 6 月 18 日閣議決定） 第 3 章 7 つの戦略分野の基本方針と目標とする成果 （4）観光立国・地域活性化戦略 ～地域資源の活用による地方都市の再生、成長の牽引役としての大都市の再生～ 「（前略）離島・過疎地域等の条件不利地域の自立・活性化の支援を着実に進める」</p> <p>～農林水産分野の成長産業化～ 「（前略）いわゆる 6 次産業化（生産・加工・流通の一体化等）や農商工連携（中略）等により、農林水産業の川下に広がる潜在需要を発掘し、新たな産業を創出していく」</p> <p>○日本再生戦略（平成 24 年 7 月 31 日閣議決定） IV. 日本再生のための具体策 2. 「共創の国」への具体的な取組 （1）更なる成長力強化のための取組 ②食と農林漁業の再生 「（前略）「食」に関する将来ビジョン」に基づき、（中略）観光等の様々な領域で「食」を活用していく取組を加速化する」</p> <p>[農林漁業再生戦略] 「（前略）6 次産業化・成長産業化の推進や（中略）観光等の様々な領域での「食」の活用、（中略）木材利用の推進（中略）等のための施策を展開し、我が国の食と農林漁業を再生する」</p>
---	--	--	---

		<p>(別表) 日本再生に向けた改革工程表</p> <p>(2)Ⅲ 持続可能で活力ある国土・地域の形成 ～国土・地域活力戦略～</p> <p>「(前略) 離島・過疎地域等の条件不利地域支援について地域主権戦略の一環として課題の整理と解決」</p> <p>○「食」に関する将来ビジョン(平成22年12月21日決定)</p> <p>Ⅱ 政府一体で取り組む10の成長プロジェクトとそこから導かれる地域の将来ビジョン</p> <p>プロジェクト4「交流」を軸とした農山漁村コミュニティの再生・地域活性化</p> <p>「(前略) 地域住民が主体となり、外部人材を含めた多様な者の参画による農山漁村コミュニティの再生や、新たな集落型ビジネスの創出等の取組による地域活性化を図る」</p> <p>Ⅲ 今後取り組むべき施策の方向</p> <p>プロジェクト1 地域資源を活用した6次産業化</p> <p>(2)6次産業化に向けた研究開発および事業化の推進</p> <p>「6次産業化に取り組む農林漁業者等に対して事業化に向けた新商品の開発・販路開拓、必要な施設整備等を支援」</p>
	政策の達成目標	<p>本特例の活用によって民間事業者の振興山村への進出や設備投資が促され、基幹産業である農林水産業の振興等により、雇用と所得が確保されることを通じ、地域における定住化等に資することから、振興山村における本特例を活用した民間事業者の進出等に伴う新規雇用者数の確保を目標とする。</p>
	租税特別措置の適用又は延長期間	2年間
	同上の期間中の達成目標	<p>振興山村における本特例を活用した民間事業者の進出等に伴う各年度新規雇用者数 80人</p> <p>①平成21～23年度の設備投資1件当たりの新規雇用実績:約1.8人 ②平成25、26年度の適用見込み:各年度43件 ①×②≒80人</p>
	政策目標の達成状況	<p>前回要望時の目標(過疎化、高齢化等が進行している地域における人口減少の悪化を抑制)の達成状況については、基準値である「H18年度末～H20年度末の年平均人口減少率1.0%」と比較して、直近(平成21年度末～23年度末)の年平均人口減少率は1.10%である。</p> <p>この要因として、条件不利地域である振興山村における顕著な高齢化、乏しい就業機会等による若年層の流出等による地域活力の低下が考えられる。</p> <p>なお、今回の要望に当たっては、本特例による効果を直接測定できる指標を設定することとし、上記達成目標に変更する。</p>
有効性	要望の措置の適用見込み	<p>平成25年度(推計):43件 平成26年度(推計):43件</p>
	要望の措置	<p>本特例の活用によって民間事業者の振興山村への進出や設備投資が促され、基幹産業である農林水産業の振興等により、雇</p>

	の効果見込み(手段としての有効性)	用と所得が確保されることを通じ、地域における定住化、集落機能の維持等が図られ、コミュニティの維持・再生に資するものと考えられる。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	なし
	予算上の措置等の要求内容及び金額	なし
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
	要望の措置の妥当性	<p>本特例は、民間事業者の初期投資の負担を軽減し、民間事業者に振興山村への進出や設備投資を促すインセンティブを与えるための課税の繰り延べであり、振興山村における民間事業者の進出や地域の産業振興を促進し、雇用の増大等を図る上での確かつ必要最小限の措置であると考えられる。</p> <p>また、他の手段と比較した場合、</p> <p>(1) 補助金は、地方公共団体等が定住のための生活環境施設や地域間交流のための拠点施設等を整備する公共性の高い事業を行うためのものであり、民間事業者による建物の取得など、個人の資産形成に資するものには馴染まないこと、</p> <p>(2) 融資は、償還期限内に返済することが必要であるなど制約があること</p> <p>から、本特例の方が誘導効果が高く、妥当である。</p> <p>仮に本特例が延長されない場合、民間事業者の振興山村への進出意欲は失われ、それに伴う雇用機会の喪失・人口減少等に拍車をかけることにつながるおそれがあるため、本特例は必要不可欠のものであり、本特例の対象業種の拡充とともに、引き続き適用期間を延長する必要がある。</p>
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に 関連する事項	租税特別措置の適用実績	<p>平成 21 年度：適用数 6 件、減収額 17 百万円 平成 22 年度：適用数 3 件、減収額 4 百万円 平成 23 年度：適用数 1 件、減収額 1 百万円</p> <p>適用数については、前回要望時（平成 22 年度）には、22 年度：6 件、23 年度：5 件の適用を想定し、それぞれ実績値は 22 年度：3 件、23 年度：1 件となっているが、</p> <p>(1) 近年の厳しい経済情勢の下で、条件不利地域である振興山村においては、民間事業者の経済活動は一層厳しい状況にあると考えられること、</p> <p>(2) 本特例は平成 21 年度に創設された制度であり、引き続き本特例の周知浸透を図らなければならない状況にあると考えられること</p> <p>など、対外的な経済動向等による影響を考慮すれば、上記の適用数の実績値は僅少ではない。</p> <p>また、適用の偏りについては、本特例は食料品、木材、繊維、石油、金属、機器、旅館等の多様な業種に適用でき、そのような事業を営む事業者一般を対象としているものであり、特</p>

		定の者に偏っているものではない。
	租税特別措置の適用による効果 (手段としての有効性)	<p>近年の厳しい経済、雇用情勢の下で、本特例の活用によって工場の新設、機械の取得等が行われ、それに伴う雇用の確保も進んでいる。一例として、北海道森町に所在する製材業者において、本特例の活用により、工場や機械の新設を行うとともに、6名の常用職員を新たに雇用している。同社の工場等の新設により、地域の雇用や経済の活性化に一定の効果を上げていると考えられる。</p> <p>引き続き本特例の周知浸透等により、民間事業者の振興山村への進出や設備投資が促され、基幹産業である農林水産業の振興等により、雇用と所得が確保されることを通じ、地域における定住化、集落機能の維持等が図られ、コミュニティの維持・再生に資するものと考えられる。</p>
	前回要望時の達成目標	<p>過疎化、高齢化等が進行している地域における人口減少の悪化を抑制 (基準値：H18年度末～H20年度末の年平均人口減少率1.0%)</p>
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	<p>基準値であるH18年度末～H20年度末の年平均人口減少率1.0%と比較して、直近(平成21年度末～23年度末)の年平均人口減少率は1.10%である。</p> <p>この要因として、条件不利地域である振興山村における顕著な高齢化、乏しい就業機会等による若年層の流出等による地域活力の低下が考えられる。</p>
	これまでの要望経緯	<p>平成21年度：創設 平成23年度：対象事業からソフトウェア業を除外し、適用期間を2年延長</p>